

総行公第43号  
総行女第23号  
令和3年5月13日

各都道府県総務部長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長  
(人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
公務員課長  
女性活躍・人材活用推進室長  
(公印省略)

### 出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等については、「緊急事態宣言発令後の出勤回避等の取組について」(令和3年4月23日付け総行公第35号・総行女第22号)(別添1)において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という。)及び同法第31条の4第1項の規定に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)の都道府県に対して、感染症対策の趣旨を踏まえ、各団体の状況に応じた目標を設定した上で計画的に取り組むとともに、当該目標に基づく取組状況についてフォローアップを行っていただくよう要請したところです。

こうした中、令和3年5月7日に、緊急事態措置を実施すべき区域及び期間並びにまん延防止等重点措置を実施すべき区域及び期間の変更が公示されました。また、同日変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)(別添2)においては、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の7割削減の取組に関し、政府は、「経済団体に対し、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む」とされたところです。

これに関連して、令和3年5月12日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各都道府県に対し、「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」(令和3年5月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)(別添3)が発出されました。この中で、緊急事態措置区域及び重点措置区域に限らず、各都道府県は、基本的対処方針の趣旨に十分留意の上、関係する経済団体及び企業等に対し、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を積極的に公表し、取組を促進するよう周知・働きかけを行うとともに、自ら積極的に取り組む旨が示されています。

つきましては、各地方公共団体におかれましては、基本的対処方針や本事務連絡の趣旨を踏まえ、出勤者数の削減に関する実施状況の公表に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

出勤回避の取組にあたっては、テレワークが有効な手段となります。テレワークについては、導入を検討している団体が導入の参考にできるよう、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」の送付について」（令和3年4月23日付け事務連絡）（別添4）により、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」を発出しております。この手引きでは、先進事例を踏まえた導入の手順や活用手法等を紹介するとともに、できることからまずやってみる「スモールスタート」を推奨していますので、今次の出勤抑制の方策としても、ぜひ積極的にご活用ください。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。

**【連絡先】** 総務省自治行政局公務員部

公務員課：渡邊、谷口

電 話：03-5253-5542（直通）

女性活躍・人材活用推進室：川瀬、宮成

電 話：03-5253-5546（直通）



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

